

### 海外連結子会社における不適切会計の経緯と対応、その後の財政支援打ち切り決定について

#### 2018年3月期業績影響について

2018年3月期業績において、リコーグループの海外連結子会社であるRicoh India Limited (以下、リコーインド)に関連して117億円の損失を計上しました。

リコーインドは、2015年に不適切会計の兆候が認められた後、事業の再建にむけて経営陣の刷新、コスト削減などを進めてきましたが、残念ながら業績の改善にいたりませんでした。そのような中で、2018年3月期に、改めてリコーインドの状況を精査した結果、財務支援を打ち切ることを決定し、2017年10月27日に公表しました。その時点で、債権など回収が見込めない資産に対する引当金として、65億円の費用を第2四半期に計上しました。その後、さらに資産の精査を進め、在庫、売掛金などの資産について今後の回収が見込めないものと判断し、第4四半期に52億円の引当金を計上しました。

#### これまでの経緯

リコーインドは、2016年3月期第1四半期(4月~6月)の決算報告を行った後、適切なコーポレートガバナンスの観点から会計監査人を変更しました。その後、同第2四半期(7月~9月)決算において、新会計監査人から一部社員による不正行為の兆候の指摘がリコーインド経営陣・同監査委員会に対してなされました。同社監査委員会は外部専門家を選任し社内調査を進めつつ、リコーインドは、2016年4月13日にトップマネジメントを刷新して事業の運営体制を整え、提出が遅れていた2016年3月期第2四半期(7月~9月)の決算を2016年5月18日にボンベイ証券取引所に対して提出しました。

その後、リコーインドは不適切会計処理を継続調査し、同年7月19日に修正結果を反映した同期の損失見込みをリコーインドが公表するとともに、同日、リコーはインドの会社法審判所(National Company Law Tribunal)に対して、リコーインド事業再建のために増資の審査申請手続を開始しました。(増資実施同年10月15日)

また、リコーは、リコーインドの会長職にリコー本社執行役員を新たに派遣するなどし、新マネジメント体制のもと、経理・財務機能の正常化、適切な会計報告の実施、再発防止策などの支援を行い、現地事業再建に努めてきました。

そのような中で、リコーインドの主要取引先であったFourth Dimension Solutions(本社:ニューデリー、インド国立証券取引所上場、以下「FDS社」と)の取引関係が悪化しました。リコーインドはFDS社の複数の共同受注案件の収益性改善のために取引関係を見直すべくFDS社と折衝を続けてきましたが合意にいたらず、FDS社による契約不履行も頻発したため、2017年3月にFDS社との契約の一部を解除し、かつ前渡金の返還を求めて折衝を続けていました。

一方FDS社は、同年9月にリコーインドに対してインド破産倒産法に基づき会社更生手続開始の申立てを実施しました。手続の開始にはいたらなかったものの、これによりFDS社との係争が表面化しました。さらに同年10月26日に、FDS社から同様の申立てが行われましたが、前回同様に手続の開始にいたりませんでした。

このような状況下で、リコーは、2017年4月から就任した山下社長のもと、グローバルで聖域なき構造改革を断行する「リコー再起動」の方針に基づき、リコーインドに対する支援に関して再検討した結果、グループ全体の損失を限定するために、現状のままでは今後追加の財務支援を行わないことを決定し、同年10月27日に開示を行いました。

その後、2018年1月29日に、リコーインドは、インド破産倒産法第10条に基づく会社更生手続開始の申立て\*を行うことを決議し、インド会社法審判所に対して申立てを行いました。

リコーインドはこれまで、事業の再建にむけて経営陣の刷新、コスト削減などを進めてきましたが、同社の主要取引先との関係が悪化したことなどにより、契約の不履行や、取引先からの債権回収ができないなどの事態が発生していました。今般、債務が履行できない状態となったため、取引先、社員、少数株主ほかステークホルダーに最良の選択としてこの度の申立てにいたしましたとしています。

リコーは、リコーインドの最大のサプライヤー、債権者かつ株主としてインド会社法審判所の判断を注視していきます。当社商品をお使いいただいているお客様へのサービスを低下させないことが極めて重要であると認識しており、サービス提供の継続、サービス品質の維持に最大限努めてまいります。今後の状況に関してご報告が必要な場合は、速やかにご報告します。

\* インド破産倒産法第10条に基づく会社更生手続について  
当該申立てを受けた会社法審判所により手続開始決定がなされると、管財人による財産管理が行われるとともに、債権者委員会による承認および会社法審判所による認可を旨として更生計画案の作成が行われる期間が設けられます。当該期間内に会社法審判所に更生計画案が提出されなかった場合その他インド破産倒産法所定の事由が発生した場合には、清算手続へと移行することとなります。